令和８年（フ）第７７号
新潟県三条市東裏館２丁目９番21号
債務者　小川三津代
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第４８号
新潟県新発田市新栄町２丁目５番18号
債務者　山口　佑樹
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第８７号
新潟県村上市坂町353番地３　堤下団地４－23
債務者　渡邊　佳奈こと　ＷＡＴＡＮＡＢＥ　ＶＩＲＧＩＥ　ＶＥＬＡＳＱＵＥＺ
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第２７５号
静岡県御殿場市新橋1184番地の11
債務者　髙橋　龍登
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３１５号
静岡県三島市光ケ丘（２丁目）22番地　県営光ケ丘団地５－103
債務者　五十嵐　篤
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２０２号
香川県高松市松島町２丁目３番14号　メゾン松島町201
債務者　福井　浩樹
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２４７号
香川県高松市花ノ宮町２丁目14番10号
債務者　大谷　由美
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５５３号
栃木県栃木市川原田町1593番地１
債務者　ヘアーサロン320こと　癸生川光男
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１１５１号
千葉県市川市高谷１丁目４番８－213号　（ブルームライフ市川）
債務者　高橋　智之
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７２号
千葉県市原市鶴舞344番地17
債務者　金岡　修一
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７３号
千葉県市原市鶴舞344番地17
債務者　金岡由美子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１８０号
千葉市稲毛区あやめ台２番４棟302号
債務者　上田　良子
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２６７号
千葉県浦安市北栄３丁目７番15号
債務者　倉持　華澄
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２６８号
千葉県市原市八幡637番地１　ソレアードビレッジＢ
債務者　那須美智代
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２８８号
千葉市中央区星久喜町1200番地１　スターハイツＡ105号
債務者　小笠原みさき
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２９６号
千葉県船橋市前原西４丁目21番17号　サニーライフ船橋
債務者　松澤美智子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３７３号
千葉県市原市五井1885番地　あさひ荘Ｆ
債務者　小林　祐一
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３８０号
千葉県船橋市金杉７丁目40番11号　小林荘101号
債務者　江原　清志
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係